トルコにおける国家中心的公共圏認識の定着

——言説分析——

《要 約》

トルコ社会において過去10年近くの間に、国家中心的な公共圏の認識が広まったのはなぜか。本稿はその主因を、2002~2007年に起きた「公共圏」論争が、イスラーム的スカーフの着用をめぐる論争に従属して展開したことに求め、新聞データベースを材料にした言説分析から、以下の答えを導く。第1に、2002年の論争開始にともない「公共圏」という表現が初めて広く一般の目に触れるようになったという点で、この論争による「公共圏」の宣伝効果は大きかった。しかしスカーフ着用問題が政治状況の変化により論争議題でなくなると、公共圏がどうあるべきかは、現状維持派の世俗派のみならず、挑戦者であるイスラーム派にとっても重要性がなくなったため、「公共圏」論争は失速した。第2に、現状維持派である世俗派エリートが用いた言説フレームは、国家が「公共圏」の中立性を守るためにスカーフ着用を禁止するというものだった。この支配的フレームに対し、イスラーム派は当初、ハーバマス的公共圏理論を援用してスカーフ着用を擁護する代替的対抗フレームを使っていた。しかし世俗派の強硬な抵抗に遭うと、国家的公共圏の抑圧性を強調する否定的対抗フレームをより頻繁に用いるようになった。これは世俗派批判としては妥当だったものの、イスラーム派が国家的公共圏定義を追認することにつながった。ちょうどその頃、「公共圏」論争は上述の理由で失速していた。そのため「公共圏」についてのトルコ社会のおおよその認識は、国家的定義が支配的なまま凍結されたのである。

はじめに

- I 研究設計---言説分析----
- Ⅱ 言説過程とフレームの統計的概観
- Ⅲ 「公共圏」の言説政治──エリートとメディアの世俗派対イスラーム派── おわりに

はじめに

トルコにおいて kamusal alan (日本語訳は「公共圏」)という表現が学術界で1990年代前半

以降、一般では2002年以降用いられるようになった(注1)。トルコの学術界では kamusal alanを、ハーバマスのいう公共圏 (public sphere)(注2)の訳語として用いてきた [Özbek 2004a, 9]。これに対し、政治家、官僚、マスコミの発言ないし報道から推察されるかぎり、トルコの実社会では kamusal alan が国家と直接または間接に関係している領域との理解がより一般的だった。たとえばレジェップ・タイッ

プ・エルドアン(Recep Tayyip Erdoğan)首相は統一地方選挙を控えた2009年3月,投票立会人は国家公務員でないので投票所は「公共圏」ではないと発言している [Cumhuriyet Mar. 25, 2009,第2節第5項参照]。また差別に関する最近のアンケート調査も [Açık Toplum Vakfı-Boğaziçi Üniversitesi 2010],「公共圏」では誰が差別をしているかとの質問の回答選択肢に、警官や軍人、国家機関での公務員などを含めている。学術用語が一般社会に浸透するのは必ずしも容易ではないことは理解できるとしても、なぜトルコ実社会で、国家中心的な公共圏の定義が広まったのだろうか。

国家中心的な公共圏の認識の背景には、トル コにおける強い官僚的国家 [Heper 1985] が公 共圏を支配してきたことが想起されるかもしれ ない(注3)。近代化過程のトルコにおいて、黎明 期の市民社会は国家機能を補助するものとして 国家機構に容易に取り込まれてきた [Özbek 2007]。同様に Göle (2000, 22-27) は, 公共圏は 近代化と世俗化の中心かつ象徴的領域だったた め、トルコ国家は宗教的要素を政治、教育、日 常的実践から排除してきたこと、また1980年代 以降に国家が社会に対する掌握を徐々に緩めた 結果,イスラーム派(注4)が大学,メディア, 街頭などに進出して自らの主張を展開するよう になると、世俗派エリートはこれを、世俗的で あるべき公共圏の深刻な侵害と捉えたことを指 摘している(注5)。

しかし強力な官僚的国家の伝統は、公共圏と 国家圏の認識上の混同を招きやすい要因では あっても、「公共圏」という概念が実社会で広 く認識されるようになったことの主因ではない。 トルコの法典に「公共圏」の概念が含まれてい ないことは [Aksit 2009, 15], 国家中心的公共 圏の認識がトルコの国家体制に直接由来するわ けではないことを示唆している。また、公共圏 という概念が外国からトルコに移入,翻訳され る過程で、誤解が生じたとも断定できない。第 1に、トルコにおける kamu という単語は国家 を意味することもあるが、公共の福祉というよ うに公共の意味でも用いられる。そのため、 kamusal alan が必ずしも国家圏を意味するこ とにはならない。もし kamusal という形容詞 が国家活動やその機構の前に置かれていたとし ても、それは公共のための行為や機構だからで ある [Özbek 2004b, 30-33]。第2に, 公共圏と 公共空間 (public space) にはトルコ語でも別々 の翻訳(後者は kamusal mekan)が存在するよ うに、本来の意味を考慮した訳し分けがなされ ている(注6)。

主因はむしろ、アフメット・ネジデット・セ ゼル (Ahmet Necdet Sezer) 大統領が2002年11 月24日の教師の日に行った演説により触発され た「公共圏 | 論争であるというのが本稿の趣旨 である。セゼル大統領は、イスラーム的スカー フ着用が禁止される領域に、(従来の国の施設の みならず) 国家儀典が行われる場所も含まれる とし、これらすべての領域を「公共圏」と呼ん だ。この見解は同時に、国家圏を公共圏にまで 拡大する解釈であった [Özbek 2004c. 515]。大 統領の発言は, これに反発するイスラーム派と これを支持する世俗派の間での激しい論争を引 き起こした。その論争は、トルコの世俗派およ びイスラーム派のエリートやメディアが、公共 圏にあまり重要性を感じていないことを示唆し ているのに加え、国家中心的な公共圏の定義が 広まった言説過程を理解する材料を提示してい

る^(注7)。この「公共圏」論争については若干の研究が発表されている。Depeli (2007) は新聞論説が、世俗派とイスラーム派の意見交換ではなく対立の中心であること、Cindoğlu and Zencirci (2008) はスカーフ着用論争の主要争点が、女性の信仰と教育の権利から、妻がスカーフを着用する政治家(=男性)の行動にすり替えられ、女性問題の観点が後退したと論じている。ただしこれらの研究は、なぜトルコにおいて国家中心的な公共圏の定義が広まったかを分析してはいない。以下ではこの問題を言説分析により明らかにすることを試みる。

トルコにおいて2002年に沸き起こった「公共 圏 | 論争は、トルコでなぜ国家中心的な公共圏 の定義が広まったかという疑問に答えるための 手がかりとなる、2つの特質を提示している。 第1に、「公共圏」という概念は突如公論の対 象となったものの、この公論はほぼ5年で急に 終わってしまった。第2に、ハーバマス的公共 圏の考えが一度は隆盛しかけたものの、国家中 心的な公共圏定義が再度支配的になった。本稿 は、2002~2009年の新聞データベースを材料に、 世俗派 (伝統) エリートとイスラーム派 (対 抗) エリート(注8), およびそれぞれを支持する メディアを中心に展開する公論形成を言説分析 する。そして上記の2つの特質がなぜ生まれた かという観点から、トルコで国家中心的な公共 圏の認識が支配的になった理由を明らかにする。

結論を端的に述べると、「公共圏」論争がイスラーム的スカーフの着用をめぐる論争に従属して展開したことが「公共圏」の国家中心的な定義の定着につながったのである。以下ではまず言説分析の研究設計を示したうえで、エリートとメディアにおける世俗派対イスラーム派の

言説政治を定量および定性的に分析し,最後に 全体の議論をまとめる。

I 研究設計——言説分析——

本節では、分析枠組み、データ出所、コード 方法を説明する。要約すると、批判的言説分析 手法を、トルコ国会図書館が作成した新聞デー タベースから再構成される「公共圏」の定義を めぐる論争に適用する。この分析における主要 な関心は、(1)言説過程が政治的文脈にどのよう に左右されるか(状況依存性)、(2)現状維持派 (世俗派)に対し異議申し立て派(イスラーム 派)がどのように効果的な対抗言説を展開でき るかである。

1. 分析枠組み

本稿が採用する批判的言説分析とは、権力が 決定的な影響力をもつことを想定するミッシェ ル・フーコー (Michel Foucault) の理解とはや や異なり、政治主体が状況に応じて戦略を使い 分けるため、その戦略・行動がしばしば一貫性 を欠き、自己矛盾するかにみえるとの立場を採 る。なぜなら、言説過程は政治主体の間での (多くの場合不平等な) 競争をともなうからであ る [Hardy and Phillips 2004, 304]。本稿が扱う トルコの事例でも、戦略の状況依存性と政治主 体間の競争という条件は該当する。「公共圏」 論争が, スカーフ着用が認められる領域をめ ぐって展開した上位論争に従属していたからで ある。そのため、スカーフ論争が下火になると エリートや世論の「公共圏」への関心は低下し た。また2002年総選挙でトルコで初めてイス ラーム派による単独政権が樹立されたものの,

大統領府と司法府は世俗派に支配されていたため、世俗派とイスラーム派の(不平等な)政治的競合状態が発生した。現状維持派である世俗派は合法性とトルコの特異性を論拠にスカーフ着用制限規定の厳格適用を主張し、挑戦者であるイスラーム派は合理性と普遍的議論(多元主義)にもとづいて着用自由化を唱えた。イスラーム派は議会過半数議席を握っていたものの、現行法制度は世俗派の司法府にゆだねられていたし、法・憲法改正を実現しても世俗派の大統領が違憲立法審査を請求し、法・憲法改正を無効にすることが可能だった。そのため、政治的競争は世俗派により有利な状況にあった。

それでは競合する政治主体はどのように自己 の言説を展開するのだろうか。その分析に資す るのがフレーム (frame) 分析である。フレー ムとは、現実世界の特質を単純化および凝縮す ることにより、事象に意味づけし、経験を体系 化し、行動の導きとなる機能を果たす [Benford] and Snow 2000, 614]。ところで状況依存的戦略 の観点からすると、フレームを戦略的に創造し、 操作する自由度は限られている。さらに不平等 な競合下では(注9), 社会における支配的フレー ムが、挑戦者による対抗フレーム (counterframe) の選択肢の幅を狭めて言説過程に影響 を与える。しかし、支配的フレームは、言説過 程を決定づけるわけではない。挑戦者の限られ た選択肢のひとつは、支配的フレームを自らに 有利な形に利用ないし転用することである。19 世紀英国において、繊維産業労働者はブルジョ アの言説を採用することにより、富の最大の創 造者は労働者であり労働者は労働力の所有権を もつと主張した [Steinberg 1999a]。権力者と 挑戦者の間の論争は、対話的かつ相互反映的で

あり、挑戦者は権力者の用いるフレームを逆手にとって権力者の権威と正当性を失墜させようとする。ただしまさにその過程で、挑戦者は権力者のフレームの虜になるのである [Steinberg 1999b, 751-753]。

以上の言説・フレーム分析の枠組みからすると、不平等な政治的競合下で展開する「公共 圏」論争において、挑戦者であるイスラーム派 は対抗フレームとして、代替的フレームを提示 するよりも、現状維持派である世俗派の掲げる 支配的フレームを自らに利する形で転用するこ とが予想される。本論の分析は、不平等な競合 関係下での言説政治の既存枠組みの有効性をト ルコの例で検証する試みでもある。そのような 言説・フレーム分析のためのデータ出所とコー ド方法を以下で説明する。

2. データ出所とコード方法

筆者はトルコ国会図書館が作成した新聞データベースをコード化した。同データベースは全国、地域新聞合計66紙を対象に、1997年から作成され、テーマ別にコード化されている。このデータベースから、同図書館員の協力を得て、公共圏をテーマとしている記事をテキストファイルとして抽出した。そこからさらに(「公共圏」をテーマとしてはいるが)「公共圏」への言及がないか、言及があってもトルコ以外の国を扱っている記事を除去した合計533件をコード化の対象とした。

コード化では第1に、新聞の世俗・宗教イデオロギーを、(1)世俗派、(2)中間・リベラル派、(3)イスラーム派に分けた。基準は以下の通りである。世俗派紙:ニュース記事およびコラム記事で世俗主義色が強い新聞。*Birgün*, *Hürriyet*,

Milliyet, Cumhuriyet, Vatan, Yeniçağ など。中間・リベラル派紙:ニュース記事およびコラム記事でイスラーム宗教色は認められないが世俗主義色が弱い新聞。Akşam, Radikal, Sabah, Star など。イスラーム派紙:ニュース記事およびコラム記事でイスラーム宗教色が認められる新聞。Anadolu'da Vakit, Bugün, Halka ve Olaylara Tercüman, Milli Gazete, Yeni Asır, Yeni Safak, Zaman など。

第2に、記事区分を、(1)ニュース記事、(2)コラム記事および他の記事(インタビュー、対話など、特定の個人の見解を表現したものだが、「公共圏」の発言者を引用した場合はニュース記事扱いとした)に分けた。本稿の本文で引用する際には、コラム記事では執筆者を明記したが、ニュース記事の執筆者はデータベースに情報がなかったために明記しなかった。

第3に、ニュース記事またはコラム記事で用 いられている「公共圏」の(明示的ないし暗示 的) 定義を, (1)国家的定義, (2) (ハーバマス的) 社会的定義、(3)国家的定義を批判するがそれに かわる定義がない場合, に分けた。ニュース記 事に現れた「公共圏」の定義は、大半の場合、 政治家や官僚がその発言で用いたものである。 ひとつの記事のなかでもし1人以上が「公共 圏」を定義していた場合、記事で最初に登場し た定義を採用した。なお、ニュース記事のなか で「公共圏」の発言引用が存在しないものの、 新聞記者が自らの「公共圏」定義を用いて出来 事を叙述した場合もある。それは新聞が「公共 圏」論争に参加したことを意味するので、これ も記録の対象にした。発言者の定義と新聞記者 の定義を別々の範疇に入れることに違和感があ るのは否定できないが、特定の発言を記事で取 り上げることは、その新聞あるいは新聞記者の 判断を反映している。たとえばイスラーム派紙 では世俗派よりもイスラーム派の、世俗派紙で はイスラーム派より世俗派の発言をより頻繁に ニュース記事で取り上げがちである。そのため、 新聞のイデオロギー別に「公共圏」の定義(お よび次で説明する「公共圏」のフレーム)を考察 するうえで、発言者の定義と新聞記者の定義を まとめて扱うことの有用性は認められる。また 現実的な理由として、限られた規模の標本をさ らに区分することを避けることもある。

そして第4に、「公共圏」の(明示的ないし暗 示的) 定義が存在するニュース記事またはコラ ム記事(すなわち上記第3のコードの(1)と(2))で 用いられている「公共圏」のフレームを、(1)支 配的フレーム、(2)代替的対抗フレーム、(3)否定 的対抗フレームに分けた (表1)(注10)。支配的フ レームは「公共圏とは、(1)国家圏と(2)私圏以外 の全社会から成り立っている。国家は公共圏に おける中立性を保障するためにその権限を合法 的に行使する」というものである。代替的対抗 フレームは「公共圏は社会のすべての人々に開 かれており、そこでは多様な考えが自由に表明 される」というものである。否定的対抗フレー ムは「((1)国家圏と(2)私圏以外の全社会から成り立 つ) 公共圏では、国家が宗教的表現を禁止し、 信仰者を差別する」というものである。これら の3つのフレームはあくまでも理念型であり, すべての記事における「公共圏」への言及で、 このように明瞭なフレームが用いられているわ けではない。当該記事のフレームが不明瞭な場 合でも、それが3つのフレームのうち相対的に どれに近いかをみて判断した。なお同表が示す ように、国家的定義において(1)支配的フレーム

と(3)否定的対抗フレームが現れるのに対し、 (ハーバマス的) 社会的定義においては(2)の代替的対抗フレームしか現れない。そのため、フレームについて必要なコード化作業は、国家的定義を(1)支配的フレームと(3)否定的対抗フレームに分けることだった。また、ニュース記事における「公共圏」のフレームは、「公共圏」の定義のコード方法と同様、「公共圏」の発言者によるフレームを優先して記録した。発言者が存在しない場合は、その記事を報道した新聞記者によるフレームを記録した。

なお本論(第Ⅱ節)では最初の図(図1)を除き、報道記事とコラム記事の区別をせず両者の合計件数を示している。その最大の理由は、新聞の世俗・宗教色により、ニュース記事とコラム記事の配分に違いがあることである。具体的には、(スカーフ着用禁止の)現状を肯定する世俗派紙が、セゼル大統領や裁判所の判決を「事実」として伝えるために報道記事に比重を置いたのに対し、現状に異議を唱えるイスラー

ム派紙、および幅広い読者を想定する中間・リベラル派紙が現状の「解釈」(フレーミング)に注力してコラム記事を多用している(表 2)。これは、異議申し立てを行う非主流派がフレーミングを積極的に使うという知見[Clawson、Strine and Waltenburg 2003]を裏づけている(注11)。そのため論争の全体的傾向をみるためには、ニュース記事とコラム記事を別々に示すよりは両者を合わせたグラフを示すのが妥当と判断した。

Ⅱ 言説過程とフレームの統計的概観

本節は「公共圏」論争の2つの特質を,言説 過程とフレームの叙述統計を用いて提示し,本 論(次節)の展開を概観する。

まず「公共圏」の言説政治の鳥瞰図を示しつつ、論争の2つの特質を再確認してみたい。第1に、言説は突如はじまり突如終わっている。図1はニュース記事とコラム記事の年別件数を

		公共圏の定義		
		国家的定義	社会的定義	
公共圏の評価	肯定的		代替的対抗フレーム(104)	
	中立的	支配的フレーム(155)		
	否定的	否定的対抗フレーム(150)		

表1 公共圏論争で用いられたフレーム

支配的フレーム:公共圏とは、(1)国家圏と(2)私圏以外の全社会から成り立っている。 国家は公共圏における中立性を保障するためにその権限を合法的に行使する。

代替的対抗フレーム:公共圏は社会のすべての人々に開かれており、そこでは多様な 考えが自由に表明される。

否定的対抗フレーム:公共圏では、国家が宗教的表現を禁止し、信仰者を差別する。 なお、国家的定義を批判するものの、それにかわる定義を提示していない記事は除 外してある。かっこ内は、トルコ国会図書館新聞データベースでのニュース記事と コラム記事のフレーム別合計件数。公共圏の定義を批判しただけで自らの定義を示 していない記事(122件)は除外してある。

⁽出所) トルコ国会図書館新聞データベースより筆者作成。

⁽注) 各フレームの定義は以下の通り。

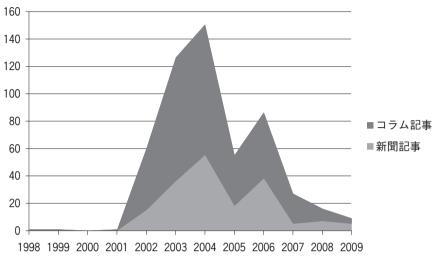


図1 公共圏に言及した記事の年別件数

(出所) トルコ国会図書館新聞データベースより筆者作成。

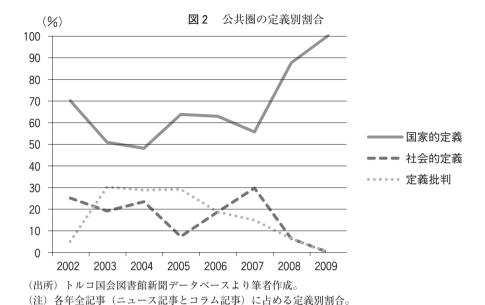
	イスラーム派	中間・リベラル派	世俗派	合計
ニュース	53	54	73	180
	(25.9)	(28.9)	(51.8)	(33.8)
コラム	152	133	68	353
	(74.1)	(71.1)	(48.2)	(66.2)
合計	205	187	141	533
	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)

表2 新聞のイデオロギーと記事区分

(出所) トルコ国会図書館新聞データベースより筆者計算。

示したものである(注12)。これをみると、「公共 圏」についての新聞記事は2001年まではほとん ど存在しなかったのが、セゼル大統領の2002年 の「公共圏」演説の後急増し、2007年のセゼル 大統領の退任とギュル大統領の選出を契機に急 減している。これは「公共圏」という表現が 「公共圏」論争によって実社会に広まったこと を示唆している。またニュース記事とコラム記 事の変化はかなり連動しており、国家エリート や政治エリートの論争がコラムニストの議論を 誘発していることがわかる。第2に、「公共 圏」について、セゼル大統領の唱えた国家的定 義を批判したり、ハーバマス的定義を支持した りする報道および論説が一時的に増えたものの、 言説終了の段階では再び国家的定義が支配的と なっている。図2は、新聞記事に占める「公共 圏」についての各定義の割合の年別変化を示し たもので、国家的定義の割合は2003~2004年に 落ち込んだものの、それ以降は支配的割合を回 復している。

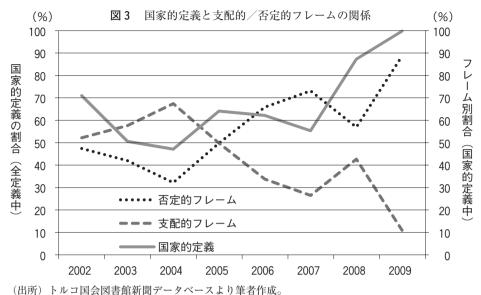
⁽注) 新聞のイデオロギーと記事区分の間の関連性は統計的に有意 (ピア ソン・カイ二乗統計値(自由度 2) = 28.178, 有意水準 < 0.001)。



上記の2つの特質から、トルコで国家中心的 な公共圏定義が広まったことを以下のように説 明できる。第1に、「公共圏 | 論争は公共圏の 本質をめぐる議論でなく、スカーフ着用議論に 従属的(状況依存的)な論争だった。2002年の 言説開始にともない「公共圏」という表現が初 めて広く一般の目に触れるようになったという 点で、この論争による「公共圏」の宣伝効果は 大きかったものの、スカーフ着用議論が下火に なると「公共圏 | 論争も収まったのである。ま た, 論点や参加者もかぎられていた。 論争は世 俗主義的国家エリートとイスラーム的政治エ リートの間で、市民社会勢力の参加はほとんど なく展開した。報道記事のなかで市民社会勢力 を扱ったものは極めてかぎられている。なぜな ら「公共圏 | 論争は、多様な社会勢力の言論活 動をめぐる議論ではなく、女性がどこでスカー フを着用することができるかという問題に集約 されていたからである。「公共圏 | 論争はこの ように、多様な社会勢力にとって、思想表現の

自由や民主化などの恩恵を期待させるものでは なかった。

第2に、ハーバマス的な公共圏定義が一時台 頭したものの国家的定義が優勢のうちに論争が 終わったのは、国家的定義にもっとも異を唱え ていたイスラーム派が対抗言説フレームを途中 で変更したことに大きな原因がある。イスラー ム派は、対抗フレームとして代替的フレーム (ハーバマス的公共圏など、より理想的な定義を肯 定的に表現すること)から、国家的「公共圏」 を抑圧的と非難する否定的フレームをより積極 的に用いるようになったからである。それは、 全定義に占める国家的定義の割合の変化が、国 家的定義に占める否定的フレームの割合の変化 (図3) およびイスラーム派紙の占める割合の 変化(図4)に、それぞれ極めて密接に連動し ていることにみてとれる。イスラーム派の否定 的フレームへの傾倒は、スカーフ着用をめぐる 世俗派の強硬な抵抗を、(これらの出来事での当 事者が「公共圏」に言及あるいは関連づけていな



(注) 全定義に占める国家的定義の割合と、国家的定義に占める支配的/否定的フレームの割合。

いにもかかわらず) 新聞が「公共圏」問題とし て報道するという歪曲解釈が広まってから顕著 になった。以下ではこの2つの主張を、言説過 程の叙述により裏づける。

「公共圏」の言説政治 -エリートとメディアの 世俗派対イスラーム派-

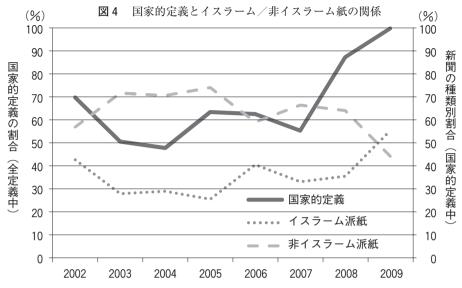
本節では2002~2009年の(1)世俗派国家エリー トとイスラーム派政治エリートの間の公共圏論 争と(注13)、(2)新聞報道による同論争の増幅およ び反映の様子を定性的に分析し, 前節の統計的 概観の知見を補強するとともに, 本稿の疑問へ の答えを提示する。

1. 大統領の国家的公共圏定義── 支配的フ レーム---

公正発展党 (Adalet ve Kalkınma Partisi:

AKP) は2002年11月総選挙で勝利し、トルコ初 の単独イスラーム派政権を樹立した。AKPは 選挙戦中, 大学でのスカーフ着用を含めた宗教 の自由(注14)の問題を取り上げることを遠回し に約束していた(注15)。党首のエルドアンは、宗 教的憎悪を扇動したとの過去の実刑により議員, および首相になる資格を失っていた。それらの 資格を回復するための憲法改正が実現した後, エルドアンは2003年3月に首相に就任し、暫定 的に務めていたアブドゥッラー・ギュル (Abdullah Gül) 首相にかわった。

党最高実力者が国家指導者でなかったこの短 い期間、AKP3大有力者(トロイカ)の1人で、 エルドアンやギュルよりも急進的とされたビュ レント・アルンチュ (Bülent Arınc) 国会議長は、 スカーフ問題により積極的に関わった。2002年 11月20日、アルンチュは(大統領外遊の間の国 家元首代行として) アンカラ空港で大統領を見 送る際、スカーフを着用している自分の妻を同



(出所) トルコ国会図書館新聞データベースより筆者作成。

(注)全定義に占める国家的定義の割合と、国家的定義に占めるイスラーム/非イスラーム紙の割合。

伴させた。特に世俗派紙はスカーフが国家儀典の場に入り込んだと書き立てるとともに [Hürriyet; Milliyet; Cumhuriyet Nov. 21, 2002], 官庁,大学,公的機関・組織,および公的送迎儀典の場と定義される「公共圏」において,スカーフ着用が禁止されているとの憲法裁判所筋の見解を紹介した [Hürriyet Nov. 21, 2002]。

この出来事の直後、セゼル大統領は11月24日の教師の日の演説で、アルンチュの行動を容認したわけではないことを表明する意味で、「スカーフが公共圏で許可されるかどうかは憲法裁判所判決で決着している。裁判所は高等教育機関でのスカーフを自由化する法的措置を違憲と判断し、無効とした」と述べた。この発言はトルコにおける「公共圏」論争を引き起こす決定的言説契機となった(注16)。これに対し、アルンチュは11月30日、「公共圏」を公共サービスが提供される場と解釈するならば、スカーフは、サービス提供者に禁止されても、サービス受給

者には禁止されるべきでないと論じた。アルンチュはこのように当初、セゼルの公共圏の定義を前提とした上で、スカーフの少なくとも部分的自由化を主張する立場を取り、イスラーム派紙の大半はこれを支持した。すなわち、言説開始当初、イスラーム派の政治家および新聞は(国家的定義の公共圏において宗教的自由が制限されているという)否定的フレームを用いながらも、スカーフ着用解禁を公務員ではなく、もっぱら大学生について求めるという条件闘争を行っていた。

しかしその後の世俗派の対応は、イスラーム派との対立を深めた。2003年4月23日のアルンチュ国会議長主催の恒例の立法新年度レセプションに、セゼル大統領、国軍参謀、共和人民党(Cumhuriyet Halk Partisi: CHP)という世俗派勢力が参加しなかったのである。さらに10月29日の共和国記念日のレセプションに、セゼル大統領は議員、閣僚、官僚の妻がスカーフを着用

している場合、夫しか招待しなかった。事前に マスコミに流されたセゼルの見解とされるもの は、大統領府は国家圏にあること、憲法裁判所 は「公共圏」でのスカーフを禁止したこと、そ のためスカーフは大統領府でも禁止されている という主張だった [Millivet Oct. 22, 2003]。 レ セプションに妻を同伴せずに出席したアルンチ ユは10月23日、憲法も法律も「公共圏」を規定 していないと反論した。またレセプションを欠 席したメフメット・ダマル (Mehmet Damar) 会計検査院長は10月30日, CHP がその欠席理 由を国会審議で問いただしたところ,「公共 圏」なるものを自分は認めないと発言した。ま た別の出来事としては、最高裁判所第4法廷裁 判長で11月6日、原告の1人である女性がス カーフを着用していたため裁判長から法廷退去 を命じられた。最高裁判所長官エルスラン・オ ズカヤ (Erslan Özkava) は11月7日, 裁判所は 「公共圏」の代表例であり、そこでは法律が遵 守されると述べ、同裁判長の決定を支持した。

2. マスコミでの論争拡大――検証なき報道 と歪曲拡大解釈――

ところで憲法裁判所は、高等教育機関でのスカーフを自由化する法改正(法律第3511号)に違憲判決を1989年に下していたが(請求番号1989/1, 判決番号1989/12, 判決日1989年3月7日)、セゼル大統領の主張にある「公共圏」という表現をその判決で用いていなかった(注17)。すなわち「公共圏」とは大統領自身の解釈であり判決の条文の引用ではない。にもかかわらず、世俗派紙は国家的公共圏定義を前提としたセゼル大統領および法曹界関係者の発言を引用した報道や論説で「公共圏」論争を主導した。たとえば

国家儀典の行われる場所を含むところの「公共圏」におけるスカーフ着用を判例が禁止しているとの憲法裁判所筋の見解 [Hūrriyet Nov. 21, 2002] や国家が主権を行使する状況および領域を「公共圏」と定義するバフチェシェヒル大学法学部学部長スュヘイル・バトゥム (Süheyl Batum) [Hūrriyet Nov. 26, 2002] の発言が紹介されたし、トルコの1961年憲法の起草者の1人 Soysal (2004) はコラム記事で、自己の家の外はすべて「公共圏」であると説明した。これらの法曹界の専門家も、セゼル大統領と同様、その定義の出所を明らかにしていなかった。

また、もっぱら世俗派新聞がスカーフ問題を 「公共圏」に関連づけて報道するようになった ため、国家的公共圏の定義は、さらに頻出する ことになった。デニズリ市長の妻が4月23日の 国会設立記念日の同市での式典にスカーフを着 用せずに参加した理由を, 国家・公的式典で法 に従ったと述べたことが、「公共圏での(望ま しい)第一歩」と報道された [Hürriyet Nov. 24, 2004]。また欧州人権裁判所が、トルコの大学 でのスカーフ着用禁止措置を不服とする女子学 生の訴えを退けた2004年6月の判決で公共圏 (public sphere) という表現を用いなかったにも かかわらず [European Court of Human Rights 2004] (注18) , 同裁判所がトルコの「公共圏」で のスカーフ禁止を支持したとの報道が相次いだ [Cumhuriyet Jun. 30, 2004; Akşam Jun. 6, 2005].

これに対し、イスラーム派や中間派の一部のコラムニストは当初、国家的な公共圏定義に対して、ハーバマス的ないし社会中心的な定義を主張するよりは、日常的事例を用いて異議を唱えた(注19)。たとえば法廷が「公共圏」であれば、税務署や病院も「公共圏」のはずだが、これら

の国家機関ではスカーフは禁止されていないなどと論じた。イスラーム派の Göktürk (2003) は「公共圏」でのスカーフ着用禁止は恣意的な定義により実施されているとし、裁判所は「公共圏」と宣言されたが、同じく (国家機関の)婚姻所ではスカーフ着用は禁止されていないと指摘した。また当初はセゼル大統領の公共圏定義を支持していたリベラル派の Yılmaz (2002a) も、アルンチュ国会議長の主張する公共サービス受給者のスカーフ着用容認を支持する立場に転じた「Yılmaz 2002b」。

ハーバマス的な公共圏の定義(注20)をしたコ ラムニストはより少ない。そのなかでリベラル 派の Erdoğan (2002) は、公共圏が法的用語で なく, 政治哲学の用語であり, トルコにおいて 国家エリートは国家圏を恣意的に拡大するため に、何でも公的と形容すると論じた(注21)。 Berzeg (2003) は世界秩序は私的, 社会または 公的, そして国家的な圏に分けられるが, セゼ ル大統領の「公共圏 | 定義は、国家と社会を 誤ってひとまとめにしたと主張した。 Kahraman (2003) は、公共空間(彼は公共圏と 同義で用いた)が人々が集い交流するところで あり、宗教的象徴を私圏に閉じ込めることを 「公共圏」を守るとの理由で正当化することは 誤りであると述べた。Kahraman (2004) はさ らに、自由主義と共和主義についての理解の欠 如のせいで,「公共圏」論争は行き詰まってい ると批判した。彼によれば重要なのは、スカー フと「公共圏」を自己流の考えで議論するので はなく, 国家社会関係を再構築するための教訓 を学ぶことだった。

3. 真の公共圏を説く首相――代替的対抗フ

レーム――

エルドアン首相は当初、「公共圏 | 論争を静 観していた。政権成立間もない時期に世俗派工 リートとの不必要な摩擦を避けるためである。 政党支持基盤や同党議員の一部からは、同党単 独で国民投票なしに憲法改正可能な3分の2の 国会議席をもちながらなぜスカーフ問題の解決 に向けて動かないのかとの不満が寄せられてい たが、エルドアンや党指導部は、「公共圏」の 定義を狭くしたりスカーフ着用を部分的に自由 化したりする法・憲法改正が社会や政府機関の 間で政治的緊張を高めるとの考えから,「譲歩 したようにみせずにこの論争を静める」ことを 望んだ [Cetin 2003]。事実, エルドアンは, 選 挙公約である、聖職者養成校を含む職業高校生 の大学進学での不利をなくす法律を国会で成立 させたが、セゼル大統領の拒否権行使に遭った。 議会の圧倒的多数を握るエルドアン首相が (大 統領の拒否を乗り越えるために) 同法を国会で再 可決しなかったことは聖職者養成校関係者の利 益団体である統一基金 (Birlik Vakfi) 主催の会 合で批判されたが、エルドアンは、「政府は(世 俗派の強硬な反対に逆らって立法化することの) 代償を払う準備はない し、「生徒に同じ代償 を支払わせることもできない」として自らの決 定を擁護している [Cumhuriyet Jul. 4, 2004] (注22)。

しかしセゼル大統領が6月27日,イスタンブルのドルマバフチェ宮殿博物館で開催された北大西洋条約機構 (NATO) 首脳会議の夕食会に、妻がスカーフを着用するエルドアン首相や他の大臣を単身でしか招待しなかったことは、エルドアンの対外的な面子を失わせ、彼を同論争に引き込むことになった(注23)。エルドアンは7月8日,ドルマバフチェは「公共圏」でないし、

先進国ではそのような解釈はないと主張した 「Cumhurivet Jul. 9. 2004」。これに対し高等教育 委員会委員長で法学教授のエルドアン・テジッ チ (Erdoğan Teziç) は,「公共圏」は地理的定 義でなく、機能的定義であるとし、公園のよう な「私圏」であっても警官から身分証明書提示 を求められれば、そこに「公共圏」が成立する と説明した [Aksam; Milliyet; Cumhuriyet Jul. 11,2004]。しかしエルドアン首相はさらに踏み 込んだ解釈を示し、7月13日の AKP 国会会派 会合の場で、「公共圏とは、異なる個人、異な る社会集団, 異なる考えが共存し, 市民的かつ 民主的に競合できる領域である」と述べるとと もに、「トルコで犯されている過ちは、公共圏 を空間 (mekan) として定義することである。 しかしこの領域は、一部の人々が想定するよう な国家圏ではない。また、国家に属する空間で も公務員が存在するところでもない」と指摘し た [Hürriyet Jul. 14, 2004]。 アルンチュ国会議 長も7月15日、憲法でも法律でも「公共圏」は 定義されていないが、「公共圏」とは、差異が ひとつの場に自由に反映されたものであると述 べた [Akṣam; Yeni Asır; Zaman Jul. 16, 2004]。

エルドアンの掲げたハーバマス的公共圏定義を、ほぼすべてのイスラーム派紙やリベラル派は賞賛したが、世俗派紙は皮肉的に扱った。なぜならこの見解は、与党となった暁にはアルコールを(レストランでもパブでも自由に飲めるままにするが)「公共圏」では禁止すると述べたエルドアンの2002年の見解 [Akşam Feb. 14, 2002] の180度転換 [Cumhuriyet Jul. 15, 2004] だったからである。エルドアンの「公共圏」定義のこの転換は、前掲の欧州人権裁判所判決をきっかけとしている。同判決が AKP にとって

失望的内容だったため、エルドアンは AKP 執行部に対し、「公共圏」の範囲を狭める方法を検討するよう指示した [Cumhuriyet Jul. 4, 2004]。その検討過程は定かでないが、結果をみるかぎり、範囲を狭める定義がみつけられず、かわりにもっとも普遍的なハーバマスの定義が採用されたようである。

4. 国家的公共圏への回帰――否定的対抗フレーム――

「公共圏」を再定義しようとするエルドアン 首相に対し、国家エリートは頑なな態度を続け た。セゼル大統領は、前年と同様、国会議員や 閣僚、官僚の妻のうちスカーフ着用者を10月29 日の共和国記念日に招待しなかった。ムスタ ファ・ブミン (Mustafa Bumin) 憲法裁判所長 官は、2005年4月25日の同裁判所設立43年記念 の演説で、大学生や公務員のスカーフ着用を認 めるような法律は違憲と判断されると述べた [*Hürriyet* Apr. 26, 2005] (注24)。トルコ東部のエ ルズルム・アタテュルク大学で6月14日、卒業 式に参加していた学生の母親が、スカーフを着 用していたために入校を認められないという出 来事も起きている。これらの出来事は当事者に よる「公共圏」発言がないにもかかわらず、新 聞のコラムでは「公共圏」議論を根拠にした説 明が行われた。たとえば、「今日、公共圏を国 家権力が行使される領域との考えが多数派であ り、セゼル大統領もおそらくそのように考えて いる」[Mangirci 2004],「ブミンの発言により、 公共圏でスカーフを着用できる可能性は弱まっ た」[Sarıkaya 2005],「卒業式会場は公共圏で ない」[Kakinç 2005] などである。

また次期大統領選挙をめぐるメディアでの議

論は、国家的公共圏定義を前提に展開した。 2005年6月になると、(大統領の任期が7年間 [1期のみ] であるために) 2007年5月に予定されている大統領選挙についての議論がはじまった。大統領公邸はセゼル大統領の定義に従えば 「公共圏」であるため、大統領候補の妻がスカーフを着用していたら、その候補は大統領になりうるのかが問われたからである。この議論はスュレイマン・デミレル (Süleyman Demirel) 前大統領によりはじめられた。彼は、現行法が大統領夫人のスカーフ着用を禁じていないが、装束規制のための法改正が必要であろうとの考えを示した [Akṣam Jun. 6, 2005]。

世俗派の抵抗に直面したエルドアンの困惑は, 外国大使たちとの会合において吐露された。彼 は首相官邸は「公共圏」であるにもかかわらず, 彼のスカーフを着用する妻はそこに住むととも にすべての選挙運動に参加したと述べた[Sabah Jun. 6, 2005]。エルドアンはまた、7月8日の米 国における思想団体との会合で,「公共圏につ いては、(トルコでは)まだその定義はない。… 実際のところ, スカーフを着用する女性を公共 圏で働かせることは、これまで行われていない。 しかし我々の問題は、スカーフを着用する女性 が大学に入れないことである」と述べている [Sabah; Radikal Jul. 9, 2005]。このように公共圏 の国家的定義がメディアへの浸透を強め, エル ドアン首相もその現実を上記のように甘受した ことで、「公共圏」定義論争は下火になりかけ た。

しかし「公共圏」論争は2006年2月,スカーフ着用に関する司法判断をめぐり再燃した。スカーフを着用する国立小学校教師が自分の身分証明書にスカーフ着用写真が貼ってあったため

に国立幼稚園園長への昇進(注25)が不当に取り 消されたとの言い分を認めた地方行政裁判所の 判決を、最高行政裁判所が2月8日に覆したの である。国家評議会は逆転判決の理由のひとつ として、彼女がスカーフ着用のまま小学校に通 勤している(学校では外しているが)という証 言を挙げた。最高行政裁判所の判決の後、事実 の「公共圏」的解釈があらゆる新聞で広がった。

最高行政裁判所は判決で「公共圏」には言及 していなかったにもかかわらず [Danistay Başkanlığı 2005] (注26), 多くの新聞記事やコラム ニストは、この出来事を「公共圏の拡大」ない し「街路も公共圏に取り込まれた」と形容した。 特に目立ったのは、イスラーム派紙が、世俗派 がいうところの「公共圏」が信教の自由を侵害 しているという「公共圏」批判を展開したこと である。すなわち、イスラーム派の新聞および コラムニストは、ハーバマス的公共圏を主張す るよりは, 公共圏の国家的定義を前提とした 「公共圏」批判に傾倒していった [Yeni Şafak Feb. 9. 2006: Abay 2006: Altınvelek 2006]。 この 傾向は、最高行政裁判所判決への政治家の反発 を「公共圏」言説であるかのように歪曲解釈す る報道により、さらに強められた。たとえば、 イスラーム派の Halka ve Olaylara Tercüman 紙 (Feb. 10, 2006) は, 中道右派祖国党 (Anavatan Partisi: ANAP) の副総裁 2 名と国会 議員1名の最高行政裁判所判決に対する批判発 言を紹介するなかで、彼らの発言に「公共圏」 の文言がないにもかかわらず,「同判決が『公 共圏が拡大しているとの議論をもたらした』」 と説明している。

メディアによる「公共圏」論争が再開するなか、エルドアン首相や AKP は「公共圏」が拡

大しているかの論争には深入りしなかったが、 多様な価値観が共存する場という公共圏の代替 的対抗フレームはもはや認められず、かわって 「公共圏」で自由が制限されることが強調され た。エルドアンは AKP メルシン県中心郡党大 会での2月11日の演説で、「人にとって、私圏、 公共圏、および国家圏があるが、このうちどれ かに人を押し込める権利は誰にもない」とした うえで (名指しを避けつつも) 最高行政裁判所 が家のなかまで介入しようとしていると批判し た [Hürriyet; Türkiye Feb. 12, 2006] (注 27)。 ジェ ミル・チチェッキ (Cemil Cicek) 政府報道官は 2月13日、「公共圏」の拡大という解釈につい ての見解を求めたマスコミに対し「公共圏は法 的な用語ではなく, 社会学的, イデオロギー的, 政治学的に議論される概念である」と述べて公 共圏の社会科学的認識を披露したが、イデオロ ギー的と形容するなど、公共圏の概念に距離を 置く態度を示した [Cumhuriyet; Bugün Feb. 14, 2006](注28)。そのなかでアルンチュ国会議長の みが、立法新年度開始の恒例の挨拶で公共圏の 社会的定義を堅持していた [Anadolu'da Vakit; Bugün; Hürriyet Apr. 24, 2006].

イスラーム派の与党が「公共圏」議論再燃とは距離を置いたのに対し、イスラーム派のマスコミは、日々の出来事を「公共圏」問題として報道し続けた。たとえば、国立ガズィ大学キャンパスでのスカーフ規則運用の厳格化の決定についての報道でイスラーム派の Yeni Şafak (May 24, 2006) は、「セゼル大統領と53の国立大学学長の会合の最初の結果は、『より多くの禁止とより多くの公共圏』だった」と伝えた。同決定が「公共圏」に言及していないにもかかわらず、である。また、Gönültas (2006) も、

地方のホテルでの共和国記念日ダンス・パーティーでスカーフを着用した女性をみつけた軍将校が会場を退去した例や、教師の日に軍将校の参列を前に女性のスカーフが取り払われた例を挙げ、「軍将校が行くすべての場所が『公共圏』とみなされる政治体制を何と呼べばよいのか」と書いている。すなわちイスラーム派紙が公共圏の対抗フレーミングにおいて、代替的フレームよりも否定的フレームを中心に展開するようになった結果、Coşkun (2007) が指摘したように、スカーフ着用禁止に賛成する者も反対する者も、「公共圏」を語っていたのである。

5. 論争終結——スカーフ合法化要求と世俗 派の逆襲——

2007年は5月に予定されていた大統領選挙が 世俗派と与党 AKP との対立を呼び、国会解散 となったあとの総選挙で与党が圧勝,8月の大 統領選挙で同党の推すギュルが選出された。そ のため、「公共圏 | 論争はこの期間に、公論で の優先順位を下げたとも考えられる。しかしそ の後も「公共圏」論争は下火のままで、2009年 までにほぼ終結した。その理由は2つある。第 1に、スカーフ賛否両勢力にとって、「公共 圏」議論の意味が低下したことである。ギュル 大統領の誕生で, セゼル大統領をはじめとする 世俗派が「公共圏」の重要な一部とみなしてい た大統領公邸に、スカーフを着用するギュル夫 人が居住するようになったことで、「公共圏で スカーフは禁止」という言説の有効性は大きく 失われた。また、2007年7月総選挙でAKP政 権が46.7パーセントもの得票率(前回2002年11 月総選挙では34.3パーセント)で信任されたこと は、AKPとその支持者を勢いづけた。同党内

やイスラーム派メディアの急進派は、国家機構におけるスカーフ自由化さえ主張しだした(注29)。イスラーム派にとって、公共圏の国家的定義を批判したり、社会的定義に変更させたりすることの意義は薄れた。AKP 政権は、現行法の解釈変更でなく、法的変更によりスカーフ解禁に道を開くのが早道と判断し、2008年2月、国立大学でのスカーフ着用自由化のための憲法改正に踏み切った(注30)。

他方, 世俗派の間では, 宗教的規律の遵守を 求める社会的圧力 (mahalle baskısı) が高まり、 国家機構でのイスラーム化も進むとの危惧が強 まった。世俗派の Milliyet (Feb. 25, 2008) は病 院など国家機関の一部でスカーフが公務員によ り着用されている、と写真つきで主張した。こ の記事はスカーフがすでに公務員についても事 実上自由化されているのではないか、との論争 を引き起こした。それまで大学でのスカーフ着 用自由化を支持していたリベラル派の Alkan (2005) は、イスラーム派紙や AKP 政治家が大 学生のみならず初等、中等学校の学生や公務員 にも認めることを公に求めているが、そのよう な措置は国家と公共サービスの中立性の原則を 脅かすと論じた [Alkan 2008]。このように, イスラーム派でも世俗派でも、スカーフ・世俗 宗教問題の焦点は「公共圏」から国家圏に移っ た。

第2に、補完的な理由として、イスラーム派政治家にかぎっていえば、世俗派の司法府による反撃が彼らに冷水を浴びせ、「公共圏」への言及を一時的ながら控えさせたことである。スカーフ着用自由化を狙った憲法改正の直後の2008年3月、最高検察庁が、エルドアンやアルンチュなど AKP の幹部や国会議員などによる

「公共圏」に言及した合計19もの発言をも証拠 に、AKP解散措置を憲法裁判所に求めたので ある [Anavasa Mahkemesi 2008]。 そのため、 AKP 党員の言動が、判決が下るまで慎重に なったと考えられる。また憲法裁判所が5月, 野党第1党のCHPが上記憲法改正に対して起 こした違憲立法審査で、違憲判決を下したこと もAKPへの圧力となった。しかし憲法裁判所 は、AKP 解散訴訟では同党を反世俗主義の中 心的存在と認定したものの解散は命じない決定 を2008年7月に下した(注31)。その判決理由でも, 「公共圏」についての AKP 党幹部や国会議員 の発言のうち,憲法裁判所が政党解党規定(憲 法第68条) に触れるとしたのはエルドアン首相 の2つの発言、アルンチュ国会議長のひとつの 発言、キリス県選出 AKP 国会議員ハサン・カ ラ (Hasan Kara) のひとつの発言にかぎられて いた [Anavasa Mahkemesi 2008, 848-869]。

いずれにせよ,「公共圏」論争がトルコに社 会中心的 (ハーバマス的) 公共圏の認識を植え つけられなかったことは、この定義を提唱した エルドアン首相のその後の発言からも明白であ る。統一地方選挙を控えた2009年3月20日,最 高選挙委員会は、投票所は「公共圏」であり、 投票立会人は法と判例が定める服装規定に従わ なければならないとの通達を出した。これに対 しエルドアン首相は24日、「投票所は公共圏で はない。(なぜなら) そこにいるのは公務員で なく政党の代理人である」[Cumhurivet Mar. 25, 2009] と述べた。このように、国家機構は 依然として国家的公共圏定義を堅持していたし, それに異を唱えたエルドアン首相も,「公共 圏 | 論争で社会的定義をもはや使っていなかっ た。トルコにおける「公共圏」論争は、状況依

存性が極めて強い、スカーフ着用議論に従属的 な論争だったため、スカーフ着用議論が収まる とともに幕が引かれたのである。

おわりに

国家が公共圏を政治的に支配しているという 主張よりも、国家が公共圏を決的に支配してい るという主張のほうが(正しいかどうか別とし て) より事実に関した主張であり、より検証し やすいはずである。にもかかわらず、トルコで は後者の主張が、ほとんど検証されないまま、 国家的定義の公共圏を支持する勢力と反対する 勢力の双方に受け入れられてきた。大学におけ るスカーフの着用が司法的、行政的決定により 禁止されてきたのは事実だが、これらの決定の いずれも「公共圏」におけるスカーフ着用禁止 を定めてはいない。「公共圏」議論は偶然に, セゼル大統領の自己流の公共圏定義がイスラー ム派と世俗派の論争を引き起こしたものである。 しかし奇異なことに、「公共圏 | でのスカーフ 着用を禁じる裁判所の判例がすでに定着してい るという大統領の主張を,メディアは真剣に検 証しなかった。イスラーム派はその定義を非難 はしたが、そのような判決が法的に有効である と受け取っていた。さらに「公共圏」論争が進 むにつれ、メディアはスカーフ問題を、「出来 事」に関係した当事者(スカーフ着用者)や当 局(たとえば裁判所)が「公共圏」に言及して いないにもかかわらず、「公共圏」と結びつけ て報道、論評するようになった。すなわち、セ ゼル大統領が当初提示し、その後は言及を控え た国家的公共圏定義は、メディアの過剰反応に より強調され、トルコ社会に広まったのである。

ハーバマス的公共圏を掲げた代替的対抗フ レームは、信憑性と重要感を欠いたためにあま り共鳴性をもたなかったようにみえる(注32)。ま ず、イスラーム派エリートの言説の信憑性につ いては、エルドアン首相はハーバマス的定義を 2004年7月に持ち出したものの、その定義は彼 のそれ以前の発言と矛盾していた。その後の彼 の発言もトルコの国家的公共圏定義を甘受する とともに否定的対抗フレームに傾いた。アルン チュ国会議長は、当初セゼル大統領の国家的定 義を前提とした上で条件闘争的に, 公共サービ スの受け手にはスカーフ着用を認めるべきと主 張したが、エルドアン首相がハーバマス的定義 を打ち出すとその定義に乗り換え、その後もこ の定義を堅持した。チチェッキ政府報道官は, 公共圏を社会科学的に理解していたが、それを イデオロギー的と形容するなど、これを受容す る態度を示さなかった。次に、ハーバマス的公 共圏の重要感についても、(リベラル派コラムニ ストを除いた) イスラーム派政治エリートの言 説から理解されるかぎり、ハーバマス的公共圏 の主張の狙いはスカーフ問題の解決に限られて おり、それが市民社会の成長、少数派の発言権 拡大、民主化の促進、などに貢献するとの議論 は皆無であった。そのため、社会一般にとって の公共圏の重要性と有益性が, そもそも認識さ れていた、あるいはこの論争によって認識され たとは考えにくい。

すなわちトルコにおける「公共圏」論争は、 状況依存性が極めて強い、スカーフ着用議論に 従属的な論争だったのである。これは国家的公 共圏定義がトルコ社会に広がることに2つの点 で寄与した。第1に、2002年の言説開始にとも ない「公共圏」という表現が初めて広く一般の 目に触れるようになったという点で、この論争 による「公共圏」の宣伝効果は大きかった。し かしスカーフ着用問題が政治状況の変化により 論争議題でなくなると、公共圏がどうあるべき かは、現状維持派の世俗派のみならず、挑戦者 であるイスラーム派にとっても重要性がなく なったため、論争は失速した。第2に、現状維 持派である世俗派エリートが用いた言説フレー ムは、国家が「公共圏」の中立性を守るために スカーフ着用を禁止するというものだった。こ れに対し、イスラーム派は当初、ハーバマス的 公共圏理論を援用してスカーフ着用を擁護する 代替的対抗フレームを使っていた。しかし世俗 派の強硬な抵抗に遭うと国家的公共圏の抑圧性 を強調する否定的フレームをより頻繁に用いる ようになった。これは世俗派批判としては妥当 だったものの、イスラーム派が国家的公共圏定 義を追認することにつながった。ちょうどその 頃、「公共圏」論争は上述の理由で失速してい た。そのため「公共圏」についてのトルコ社会 のおおよその認識は、国家的定義が支配的なま ま凍結されたのである。

より一般的な含意は2つある。第1に、言説 過程が状況依存的であるとする批判的言説分析 の枠組みはトルコの事例にも妥当していた。 「公共圏」論争は、宗教的可視性 (religious visibility. 具体的にはスカーフ着用の自由) の許容 をめぐる政治対立に起因していた。大統領府で スカーフ着用が既成事実化 (自由化) して政治 の焦点が国家圏での宗教的可視性に移るという 状況変化が起こると、公共圏が何であるかの論 争はイスラーム派にも世俗派にも意義を失った。 第2に、不平等な政治的競合下では挑戦者の対 抗フレームが支配フレームを何らかの形で利用 することにより形成されがちであるとの Steinberg (1999b, 751-753) の主張は、本稿で も否定的対抗フレーム (国家的公共圏が抑圧的 であるとの形容) が結局は採用されたことを説 明する上で有効だった。また、否定的対抗フ レームは、支配フレームに含まれている国家的 公共圏定義を前提として取り込んだという意味 で、やはり彼がいったように、支配的フレーム の虜になってしまったといえる。

(注1) その理論的および実際的重要性にもかかわらず、トルコにおける公共圏を扱った研究は世俗主義との関連での議論が中心である [Göle 1996; 2000; Özdalga 1998; Arat 2005; Çınar 2005; Azak 2000; Borovalı and Turan 2007; Kuru 2006; 2007; 2009; Turam 2007]。公共圏を正面から議論した研究はİlyasoğlu (1996), Üstel (1997), Mahçupyan (1998), Keyman (1998), Çaha (1998), Türköne (1998), Aktaş (2000), Dağtaş and Dağtaş (2007), Taş (2007) などにかぎられている。なお Habermas (1989) のトルコ語訳 [Habermas 1997] は1997年に出版された。

(注2)本稿では公共圏を、Habermas(1989,30)の区分に従い、(公権力圏から区別される)私界(private realm)に含まれるが、私圏(private sphere)とは区別されると理解する。彼の定義によれば、「ブルジョア公共圏は、『私的な人々』が『公的な問題』を検討する議論の場である」とされ、ここでの公的とは、「国家に関係する」と「すべての人に関係する」の両方の意味で用いられている[Fraser 1989,128]。なおトルコ語 kamusal alan の日本語訳は「公共圏」とかっこ書きにする。

(注3) ユルゲン・ハーバマス (Jürgen Habermas) は公共圏の形成期に弱い国家の存在を想定していたが、彼は国家と社会の境界がどのように引かれるかについて明示していない [Elev 1992, 320]。

(注4) 本稿では複雑な表現を避けるため、イスラームを重視する政党やマスコミなどの勢力をイスラーム派、世俗主義を重視する官僚、軍部、政党、マスコミなどの勢力を世俗派と表記する。イスラーム派には、(1)イスラーム主義の穏健派 (親イスラーム派)、(2)同急進派 (イスラーム原理主義)、(3)トルコ民族主義としてイスラームを重視する伝統保守派、をすべて含める。

(注5) Sarıbay (2000, 17-28) によれば、世俗主義者のみならずイスラーム派も、公共圏を共有するのではなく支配しようとしたことは、政治的緊張を高めた。

(注 6) 実際には両者が混同されることはトルコのみならず一般的にも少なくないが、原語においては、公共圏は本質的には場所に縛られない、公共空間は仲介機能について(公共圏ほど)明示的ではないという違いがある [Smith and Low 2006, 5]。

(注7) 英語の discourse は2つの意味をもつのに対して日本語の言説はひとつの意味しかない。そのため本稿では、英語の discourse という概念に日本語の言説を対応させることを避け、文脈により、論争、言説、議論を、それぞれの意味で用いる。

(注8) 新聞紙上では世俗派とリベラル派(自 由主義者)・イスラーム派に別れた論争だったが, 政治指導者のなかにはリベラル派がいなかった ため、ここでは世俗派とイスラーム派という単 純化した図式を採った。なお、自由主義とは、 「個人は多くのところ自己利益により動機づけら れており、その利益のために何が必要かをもっ とも的確に判断できるのは, 本人であるとの前 提」により、「政治の役割を、個人利益の相反を 中立的(とされる)憲法規定のもとで解決する ことにとどめるべきとする考え」[Dryzek, Honig and Phillips 2006, 14-15] を指す。なお, リベラルの定義はトルコについてもあてはまる。 また, リベラル思想はイスラーム思想とかなり 親和的であることも指摘されている [Yılmaz 2005; Erdoğan 2005a; 2005b].

(注9) 2つの社会勢力が拮抗している場合に

は、相反するフレーム(倫理対アイデンティティのように)を用いて展開した論争は、両者の相互理解を促進せず、逆に意見の両極化を招いた例もある「Miceli 2005」。

(注10) このフレーム区分は, グローバル化言説を肯定的, 中立的, 否定的のフレームに区分した Fiss and Hirsch (2005) を参考にした。体系的なフレームをもとにした言説分析は非常に少なく, Gamson (1992), Ferree et al. (2002), Fiss and Hirsch (2005) などにかぎられる。Gamson (1992, 215-257) が行った, メディア言説が労働者階級世論に与えた影響の分析では, 1980年代米国の社会運動の4つの争点それぞれについて数個のフレームが存在することが, 体系的コード化により明らかになった。

(注11) 米国の人種問題をめぐる最高裁判所判決の報道で、主流新聞は判決結果と解釈をほぼ平等に掲載したが、黒人系新聞は判決結果よりも解釈により重きを置く報道をした [Clawson, Strine and Waltenburg 2003]。

(注12) 言説開始は、新聞報道を触発する出来事である「決定的言説契機」で特定できる[Ferree et al. 2002, 24]。これに対し、言説終了は、代議制民主主義理論に内在する言説規範(選好)で、問題が決着をみたと関係者が合意し、制度が平常的に機能しはじめる時点を指す[Ferree et al. 2002, 210] とされる。Ferree et al. (2002, 248) は後者を、「国家機関による権限行為後の公論の急激な減少」と操作化している。ただし、本稿が取り上げたこのトルコの例では、上記のような言説終了は認められない。かわりに、問題が決着をみないまま、議論が放棄された。

(注13) Heper (2002, 140) はトルコの「国家エリート」を「自らを国の長期的な利益の唯一の庇護者であるとみなす政治家、官僚および士官」とし、「社会経済的集団を代表する政治エリート」と区別して捉えている。本稿もこの区分に従い、国家エリートを、軍部、司法府、世俗主義の大統領ならびに政党幹部、政治エリートを、非世俗主義の大統領ならびに政党幹部と操作的に定義する。

(注14) AKP についての著作の多くは保守的 民主主義者あるいはムスリム民主主義者と形容 し、その現実主義的、穏健的性向を強調してい る [Yavuz 2006; Hale and Özbudun 2010]。 2002年総選挙での同党の政党プログラムでは(フ ランス型ほど厳格でなく)アングロサクソン型 の世俗主義を志向していたが [Tepe 2008, 206], Kuru (2006) や Yavuz (2009) が指摘するよう に、同党の改革的世俗主義モデルは、米国の世 俗主義ほど多元的ではない。なぜなら同モデル では、スンナ・ハナフィー派の教えと宗務庁に よるイスラームへの国家介入を想定しているか らである。公共圏における宗教的自由という AKP の主張は、精査の必要がある。

(注15) AKP は2002年総選挙戦で当初,スカーフ問題を前面に出さなかった。しかし、同じくイスラーム派の至福党(Saadet Partisi: SP)がスカーフ問題を取り上げると、この問題を避けることができなくなった。遊説先のカフラマンマラシュ県で10月18日,エルドアン AKP 党首は、スカーフ問題はどうなるのかとの有権者の質問に対し、「(トルコは)自由な国になる」と答え、AKP 国会会派長のビュレント・アルンチュは、よりはっきりと、「この問題(スカーフ着用禁止)を解決するのは我々の道義的責任である。最後までやり遂げる」と述べている [Yılmaz 2002]。

(注16) 1984年以降の憲法裁判所判決および参考文献を筆者が閲覧したかぎり、公共圏という用語をトルコの国家機関が用いたもっとも古い記録は、2002年の政党解散警告判決のなかにある((注17) 参照)。

(注17) また、それ以外のすべての憲法裁判所 判決のなかでも公共圏という表現が用いられた のは2002年の政党解散警告判決の1回のみで、そ れも警告請求棄却(警告をしないという判決) のなかに、公共圏という表現が用いられたにす ぎない。より詳しく述べると、AKPについての 政党解散警告請求(政党に対し違法行為是正命 令を出すように最高検察庁が憲法裁判所に対し て行う請求)に対する憲法裁判所の2002年の判 決 [Anayasa Mahkemesi 2002] には「党員がトルコ国会、政府、地方政府の公選職に選ばれた場合、その人たちが公共圏において公務を執行することに疑いはない。公共圏において職務に就く者はそこで適用される装束規定に疑いなく拘束される」との文言がある [Hasdemir 2006, 193で引用]。しかしこれは、結党者のなかにスカーフ着用者がいるものの、同党党員が公務に就けば装束規定に従うはずなので、是正措置を同党に要求する必要はないとの理由で、最高検察庁の請求を退けた決定である。その意味で、公共圏におけるスカーフ着用についての憲法裁判所の判決は確立しているとのセゼル大統領の主張は極めて弱い。

(注18) 上告があったため最終判決は11月になったが、6月29日の判決は覆らなかった。

(注19) ニュース記事またはコラム記事で用いられている公共圏の(明示的ないし暗示的)定義のコード化では、「(3)国家的定義を批判するがそれにかわる定義がない場合」に該当する。

(注20) 同じく「(2) (ハーバマス的) 社会的定義」に該当する。

(注21) Erdoğan (2003) が主張するように, 憲法裁判所は公共圏におけるスカーフ着用を明 示的に禁止していない。大学でのスカーフ着用 を禁止した憲法裁判所の(1989年3月7日の) 判決を,セゼル大統領が公共圏でのスカーフ着 用禁止と一般化して解釈したのである。

(注22) このような慎重姿勢の背景には、彼がイスタンブル市長のときに自らの発言が宗教的憎悪をかき立てたという罪で1999年に4カ月間禁固刑に服した苦い経験や、最高検察庁が2001年にAKP解散警告を請求していたこと(ただし(注17)のとおり憲法裁判所により2002年に棄却)などもある。

(注23) 統一基金でのエルドアンへの批判も, 世俗派の攻勢に対して彼が消極的にとどまることを難しくしたと思われる。

(注24) 2カ月後に定年を迎えるブミンは、彼の発言はスカーフ着用女子学生の提出した、憲法裁判所の見解を問う請願書への答えであると

説明した「Sarıkava 2005」。

(注25) トルコの教育機関は幼稚園から大学まで大半が国立である。そのため、国立小学校教師が、国立幼稚園園長に昇進することもある。

(注26) 判決番号3366, 判決年2004年, 訴訟番号 4051, 判決日2005年10月26日。なお, 判決日は判決が下された日付ではなく, 判決が公布された日付。

(注27) エルドアン首相はその後,国家的公共 圏定義を前提に、その排除的性格をさらに強調 するようになった。彼は7月8日、AKPトカット県党大会で暗にセゼル大統領を批判し、「『ここは公共圏である、でない』などといって国民を差別すべきでない」 [Radikal Jul. 9, 2006] と述べている。

(注28) 他方、AKPに次いでイスラーム色の強い野党の民族主義行動党(MHP)党首のデヴレット・バフチェリ(Devlet Bahçeli)も2月14日,「公務員のスカーフ着用禁止を公共圏外にまで及ぼした最高行政裁判所判決に対する首相の反応は,実のところ,無力の告白である」と述べて「Cumhuriyet; Tercüman Feb. 15, 2006」,公共圏の国家的定義を前提としつつ,「公共圏の拡大」の責任を首相に求めた。

(注29) AKP コンヤ県選出国会議員のヒュスニュ・トゥナ(Hüsnü Tuna)は公務員のスカーフ着用解禁を主張、AKP 出身イスパルタ市長のハサン・バラマン(Hasan Balaman)は市長のスカーフ着用も認められるべきと述べた[Milliyet Jan. 28, 2008]。トゥナは後日、党により戒告懲罰を受けた[Radikal Feb. 15, 2008]。

(注30) この間の経緯については間(2008) 参 照。

(注31) 判決は AKP に対して, 年間政党助成金の半額返却という軽微な罰を科しただけだった。

(注32) フレームの効果は一般的に共鳴性 (resonance) と呼ばれる。共鳴性とは、潜在的動員力とでもいえるもので、フレームの信憑性 (credibility) とフレームの訴えかけの対象にとっての重要感 (salience) から判断できるとされる

[Benford and Snow 2000, 619-622]。共鳴性についての実証研究は少ないが代表例として Zuo and Benford (1995) や Koopmans and Olzak (2004) などが挙げられる。

文献リスト

<日本語文献>

間寧 2008.「スカーフの解禁, 与党の解党——トルコ——」『現代の中東』第45号 43-50.

<外国語文献>

Abay, Muhsin 2006. "Kıyafete Teftiş Mi Geliyor?" *Türkiye*. 13 February.

Açık Toplum Vakfı-Boğaziçi Üniversitesi 2010. "'Biz'lik, 'Öteki'lik ve Ayrımcılık: Kamuoyundaki Algılar ve Eğilimler: Ön Sonuçların Sunumu."

http://www.aciktoplumvakfi.org.tr/pdf/ otekilestirme_sunum.pdf

Akşit, Elif Ekin 2009. "Osmanlı İmparatorluğu ve Türkiye'de Kamusallık Kavramının Dönüşümü ve Dışladıkları." Siyasal Bilgiler Fakültesi Dergisi 64(1): 2-21.

Aktaş, Cihan 2000. "Kamusal Alanda İslamcı Kadın ve Erkeklerin İlişkilerindeki Değişim Üzerine: Bacıdan Bayana." *Birikim* 137: 36-47.

Alkan, Türker 2005. "'Laikçilerle''Dincilerin' Ortak Noktaları." *Radikal.* 15 Kasım.

—— 2008. "Türbanın Ötesi." *Radikal.* 27 Ocak. Altınyelek, Ceyhan 2006. "Kamusal Alan Sonunda Eve Mi Girecek?" *Bugün.* 11 Şubat.

Anayasa Mahkemesi 2002. Siyasi Parti - İhtar, Esas Sayısı 2001/8, Karar Sayısı : 2002/9. Karar Günü: 9.1.2002.

http://www.anayasa.gov.tr/eskisite/kararlar/SPI/K2002/K2002-09.htm(2010年2月5日閲覧).

—— 2008. Anayasa Mahkemesi Kararı Esas Sayısı : 2008/1 (Siyasî Parti Kapatma) Karar Günü: 30.7.2008, Karar Sayısı: 2008/2.

- http://www.anayasa.gov.tr/eskisite/ KARARLAR/SPK/K2008/K-2008-2SPK.htm (2010年2月8日閲覧).
- Arat, Yeşim 2005. Rethinking Islam and Liberal Democracy: Islamist Women in Turkish Politics. Albany: State University of New York Press.
- Azak, Umut 2000. "Islami Radyolar ve Türban Spikerler." In *Islamin Yeni Kamusal Yuzleri: Bir Atolye Calismasi*. ed. Nilüfer Göle. Istanbul: Metis.
- Benford, Robert D. and David A. Snow 2000. "Framing Processes and Social Movements: An Overview and Assessment." *Annual Review of Sociology* 26: 611-639.
- Berzeg, Kâzım 2003. "Sezer, Kamusal Alanla Devleti Biribirine Karışıtırıyor." *Zaman.* 29 Ekim
- Borovali, Murat, and Ömer Turan 2007. "A Legitimate Restriction of Freedom?: The Headscarf Issue in Turkey." In Remaking Turkey: Globalization, Alternative Modernities and Democracy. ed. E. Fuat Keyman. Lanham, Maryland: Lexington Books: 137-152.
- Çaha, Ömer 1998. "İdeolojik Kamusalın Sivil Kamusala Dönüşümü." *Doğu Batı* 5: 73-93.
- Çetin, Bilal 2003. "AKP'nın Sıkıntılı Tercihi..." Vatan. 11 Kasım.
- Çınar, Alev 2005. Modernity, Islam and Secularism in Turkey: Bodies, Places and Time. Minneapolis: University of Minnesota Press.
- Cindoğlu, Dilek and Gizem Zencirci 2008. "The Headscarf in Turkey in the Public and State Spheres." *Middle Eastern Studies* 44(5): 791-806.
- Clawson, Rosalee A., Harry C. "Neil" Strine Wand Eric N. Waltenburg 2003. "Framing Supreme Court Decisions: The Mainstream versus the Black Press." *Journal of Black Studies* 33(6):

- 784-800.
- Coşkun, Vahap 2007. "Kamusal Alan Başörtüsü Sonununu Çözemez." *Yeni Şafak*. 22 Ağustos.
- Dağtaş, Banu and Erdal Dağtaş 2007. "Sivil İtaatsizlik Örneği Olarak 'Cumartesi Anneleri' Eylemlerinin Türkiye Basınındaki Sunumu." *Kültür ve İletişim* 10(1): 71-104.
- Danıştay Başkanlığı 2005. Karar Özeti. Dairesi: İkinci Daire, Karar No.:3366, Esas Yılı 2004, Esas No.: 4051, Karar Tarihi 26/10/2005. http://danistay.gov.tr/kerisim/ (2009 年 10 月 2 日閲覧).
- Depeli, Gülsüm 2007. "Basındaki Köşe Yazılarında Kamusal Alan ve Türban Tartışmaları: Bir Analiz Denemesi." *Kültür ve İletişim* 10(1): 9-39
- Dryzek, John S., Bonnie Honig and Anne Phillips 2006. "Introduction." In *The Oxford Hanbook of Political Theory*. eds. John S. Dryzek et al. Oxford: Oxford University Press.
- Eley, Geoff 1992. "Nations, Publics and Political Cultures: Placing Habermas in the Nineteenth Century." In *Habermas and Public Sphere*. ed. Craig Calhoun. Cambridge, Massachusetts: MIT Press. 289-339.
- Erdoğan, Mustafa 2002. "Kamusal Alan ve Hukuk." *Zaman*, 3 Aralık.
- ——— 2003. "Kamusal Alan Türkiye'yi Vatandaşa Dar Ediyor." *Zaman.* 8 Kasım.
- —— 2005a. "Liberalizm ve İslam." In Liberalizm. ed. Murat Yılmaz. Istanbul: İletişim.
- 2005b. "Liberalızm ve Türkiye' deki Serüveni." In *Liberalizm*. ed. Murat Yılmaz. Istanbul: İletişim.
- European Court of Human Rights 2004. Case of Leyla Şahin v. Turkey, Application No. 44774/98, Judgment. Strasbourg. 10 November.
 - http://cmiskp.echr.coe.int/tkp197/view.asp?it

- em=1&portal=hbkm&action=html&highlight =leyla%20%7C%20sahin&sessionid=43345451 &skin=hudoc-en(2010年1月21日閲覧).
- Ferree, Myra Marx et al. 2002. Shaping Abortion Discourse. Cambridge: Cambridge University Press.
- Fiss, Peer C. and Paul M. Hirsch 2005. "The Discourse of Globalization: Framing and Sensemaking of an Emerging Concept."

 American Sociological Review 70(1): 29-52.
- Fraser, Nancy 1989. "Rethinking the Public Sphere: A Contribution to the Critique of Actually Existing Democracy." In *Habermas and the Public Sphere*. ed. Craig Calhoun. Cambridge, Massachusetts: MIT Press.
- Gamson, William A. 1992. *Talking Politics*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Göktürk, Gülay 2003. "Zenciden Beter." *Dünden Bugüne Tercüman*. 9 Kasım.
- Göle, Nilüfer 1996. The Forbidden Modern: Civilization and Veiling. Ann Arbor: University of Michigan Press.
- 2000. "Modernist Kamusal Alan ve İslami Ahlak." In *İslamın Yeni Kamusal Yüzleri:* Bir Atölye Çalısması. ed. Nilufer Göle. Istanbul: Metis.
- Gönültaş, Nuh 2006. "Paşa Geliyor Paşa, Başörtülüler Dışarı..." *Bugün*. 26 Kasım.
- Habermas, Jürgen 1989. The Structural Transformation of the Public Sphere: An Inquiry into a Category of Bourgeois Society. Trans. Thomas Burger. Cambridge, Massachusetts: MIT Press.
- —— 1997. Kamusallığın Yapısal Dönüşümü. Trans. Tanıl Bora ve Mithat Sancar. İstanbul: İletişim Yayınları.
- Hale, William and Ergun Özbudun 2010. *Islamism,*Democracy and Liberalism in Turkey: The

 Case of the AKP. London: Routledge.
- Hardy, Cynthia and Nelson Phillips 2004. "Discourse and Power." In *The Sage*

- Handbook of Organizational Discourse. eds. David Grant et al. London: Sage.
- Hasdemir, Tuğba Asrak 2006. "Zorlu Bir Anımlama Çabası: Kamusal Alan ve Anayasa Mahkemesi Kararları." İletişim: Galatasaray Üniversitesi İletişim Fakültesi Yayını 5: 183-203
- Heper, Metin 1985. *The State Tradition in Turkey*. Beverley: Eothen Press.
- —— 2002. "Conclusion: The Consolidation of Democracy versus Democratization in Turkey." In *Political Parties in Turkey*. eds. Barry Rubin and Metin Heper. London: Frank Cass: 138-146.
- İlyasoğlu, Aynur 1996. "İslamcı Kadın Hareketinin Bugünü Üzerine: Kamusal Alanda." *Birikim* 91: 60-65.
- Kahraman, Hasan Bülent 2003. "Mekanla Mantık." *Radikal.* 5 Kasım.
- —— 2004. "Türban ve Kamusal Alan Dikkatleri." *Radikal.* 19 Temmuz.
- Kakinç, Halit 2005. "Türban ve Başörtüsü." *Star.* 16 Haziran.
- Keyman, E. Fuat 1998. "Kamusal Alan ve Cumhuriyetçi Liberalizm: Türkiye'de Demokrasi Sorunu." *Doğu Batı* 5: 57-72.
- Koopmans, Ruud and Suzan Olzak 2004. "Discursive Opportunities and the Evolution of Right-Wing Violence in Germany." American Journal of Sociology 110(1): 198-230.
- Kuru, Ahmet T. 2006. "Reinterpretation of Secularism in Turkey." In *The Emergence of a New Turkey: Democracy and the AK Parti.* ed. M. Hakan. Yavuz. Salt Lake City: University of Utah Press.
- —— 2007. "Passive and Assertive Secularism: Historical Conditions, Ideological Struggles and State Policies towards Religion." *World Politics* 59(4): 568-594.
- —— 2009. Secularism and State Policies toward Religion: The United States, France

- and Turkey. New York: Cambridge University Press.
- Mahçupyan, Etyen 1998. "Osmanlı'dan Günümüze Parçalı Kamusal Alan ve Siyaset." Doğu Batı 5: 22-47.
- Mangirci, Faruk 2004. "Keyfi Kamusal Alan." *Star.* 30 Ekim.
- Miceli, Melinda S. 2005. "Morality Politics vs. Identity Politics: Framing Processes and Competition among Christian Right and Gay Social Movement Organizations." *Sociological Forum* 20(4): 589-612.
- Özbek, Meral 2004a. "Önsöz." In *Kamusal Alan*. ed. Meral Özbek. Istanbul: Hil: 9-15.
- ——— 2004b. "Giriş: Kamusal Alanın Sınırları." In Kamusal Alan. ed. Meral Ozbek. Istanbul: Hil: 19-89.
- 2004c. "Kamusal Alan Kavraminin Kamusallaşmasi ve Kamu Otoritelerinin Kamusal-Özel Alan Söylemleri." In *Kamusal Alan*. ed. Meral Ozbek, Istanbul; Hil; 515-527.
- Özbek, Nadir 2007. "Defining the Public Sphere during the Late Ottoman Empire: War, Mass Mobilization and the Young Turk Regime (1908-18)." *Middle Eastern Studies* 43(5): 795-809.
- Özdalga, Elizabeth 1998. The Veiling Issue, Official Secularism and Popular Islam in Modern Turkey. Surrey: Curzon.
- Sarıbay, Ali Yasar 2000. *Kamusal Alan Diyalojik Demokrasi Sivil İtiraz*, Istanbul: Alfa.
- Sarıkaya, Muharrem 2005. "Bumin: Neden Konuştum?" *Sabah.* 26 Nisan.
- Smith, Neil and Setha Low 2006. "Introduction: The Imperative of Public Space." In *The Politics of Public Space*. eds. Setha Low and Neil Smith. London: Routledge.
- Soysal, Mümtaz 2004. "Korunma İçgüdüsü." *Cumhuriyet.* 16 Temmuz.
- Steinberg, Marc W. 1999a. "The Talk and Back Talk of Collective Action: A Dialogic Analysis

- of Repertoires of Discourse among Nineteenth-Century English Cotton Spinners." *American Journal of Sociology* 105(3): 736-780.
- 1999b. Fighting Words: Working-Class Formation, Collective Action, and Discourse in Early Nineteenth-Century England. Ithaca: Cornell University Press.
- Taş, Oğuzhan 2007. Kamusal ve Özel Yaşamın Sınırları: Türk Basınındaki Köşe Yazılarında Zina Tartışması." *Kültür ve İletişim* 10(1): 41-70
- Tepe, Sultan 2008. Beyond Sacred and Secular: Politics of Religion in Israel and Turkey. Stanford: Stanford University Press.
- Türköne, Mümtaz'er 1998. "Cumhuriyetin Kamusal Alanı." *Doğu Batı* 5: 125-132.
- Turam, Berna 2007. Between Islam and the State: The Politics of Engagement. Stanford: Stanford University Press.
- Üstel, Füsün 1997. "Devlet-Sivil Toplum-Kamusal Alan ve Yurttaslık." *Birikim* 93/94: 127-135.
- Yavuz, M. Hakan 2009. Secularism and Muslim Democracy in Turkey. Cambridge: Cambridge University Press.
- ——— ed. 2006. The Emergence of a New Turkey:

 Democracy and the Ak Parti. Salt Lake City:
 University of Utah Press.
- Yılmaz, Mehmet Y. 2002a. "Ya Örtünmek İstemeyen Kadınların Hakları?" *Milliyet*. 27 Kasım.
- —— 2002b. "Türbanda, 'Kamusal Alan' Nerede Başlar?" *Milliyet*. 27 Kasım.
- Yılmaz, Murat 2005. "Sunuş." In *Liberalizm*. ed. Murat Yılmaz. Istanbul: İletişim.
- Yılmaz, Turan 2002. "SP' yle Türban Yarışı." Hürriyet. 19 Ekim. http://webarsiv.hurriyet.com.tr/2002/10/19/195781.asp(2009年11月20日閲覧).
- Zuo, Jiping and Robert D. Benford 1995.
 "Mobilization Processes and the 1989 Chinese

Democracy Movement." Sociological Quarterly 36(1): 131-156.

[謝辞] 本稿の執筆にあたっては、トルコ国会図 書館のご厚意により同館作成の新聞データベー スを利用させていただいた。また2名の匿名の レフェリーより大変有益なコメントをいただい た。記して深く感謝したい。

(アジア経済研究所地域研究センター,2010年3月10日受付,2010年10月12日レフェリーの審査を経て掲載決定)